

## フリーアームメンテナンスパック(継続リキッド付)利用規約

「フリーアーム・バブリライザー専用リキッド定期購入サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、当社製品フリーアーム・バブリライザー(以下「本件機器」といいます。)をご購入いただいたお客様に対し、フリーアーム・バブリライザー用リキッド(以下「本商品」といいます。)を定期的かつ継続的に提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)を内容とする定期購入契約(以下「本契約」といいます。)に関する条件を定めることを目的とします。

### 第1条(本規約について)

1. 本サービスは、本規約に基づいて提供します。
2. 当社は、本規約のほか、必要に応じて本サービスにかかる注意事項その他本規約を補足または追加する規定事項(以下「追加規約等」といいます。)を定めることができます。追加規約等は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定と追加規約等の規定が相反または実質的に相違するときは、本規約の規定を優先的に適用するものとします。

### 第2条(本サービスの申込み及び本契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望するお客様は、本規約に同意した上で、当社が指定する方法に従って申込み手続きをとる必要があります。なお、お客様による本サービスの申込みがあったときは、お客様が本規約の全部について異議なく同意したものと取り扱います。
2. お客様は、本サービスの申込み時に、当社が別途指定する方法に従い、以下各号に定める各項目をお客様情報として登録するものとします。(以下、各項目を総称して「登録情報」といいます。)
  - (1) 本商品の配送先の住所、御購入者氏名及び電話番号、メールアドレス
  - (2) 使用開始日
  - (3) その他当社が別途指定する事項
3. 本契約は、お客様の申込みに対して、当社が申込みの承諾をした時点で成立するものとします。なお、登録情報の登録完了をもって、当社がこの承諾の意思表示を行ったものと取り扱います。
4. お客様が提供した登録情報の内容の全部または一部が正確でなかったことによって、本サービスの利用に支障が生じる等お客様に不利益が生じた場合、当社は責任を負いません。

### 第3条(本サービスの内容)

1. 当社は、本契約を締結したお客様に対して、登録情報に従って本商品の配送を自動的に

行います。

2. 当社は、本契約の有効期間中、別途定める配送予定周期に基づいて本商品を配送します。ただし、配送日は多少変動する場合があることをお客様は予め承諾するものとします。
3. 本商品に関する提供条件は、当社が別途定めるものとします。
4. 本商品の所有権及びその滅失、汚損、毀損その他の危険にかかる負担は、お客様が本商品を受領した時点で、当社からお客様に移転します。
5. 本サービスの利用に関して不正もしくは不適当な行為があった場合、当社は本契約の解除、履行の停止その他の措置を取ることがあります。

#### 第4条（本商品の返品）

1. お客様は、本商品の品質不良など当社の責めに帰する事由がある場合、本商品の受け取り後2週間以内であれば、本商品を返品できるものとします。
2. 本商品の品質不良など当社の責めに帰する事由による当社の責任は、返品された本商品の代金の範囲内に限られるものとします。

#### 第5条（免責事項）

お客様は、本サービスの利用にあたって、以下の事項を遵守するものとします。また、お客様が、遵守事項に違反したことにより生じた損害については、当社及び当社販売代理店は、いかなる責任も負いません。

- (1) 本商品は所定の期限内に使用すること
- (2) 本件機器の使用にあたっては、本商品以外の薬品を使用してはならず、且つ、本件機器取扱説明書の記載に従うこと
- (3) その他、本件機器及び本商品の使用にあたって、当社または当社販売代理店が禁止した行為をしないこと

#### 第6条（本サービス料金及びお支払）

1. 当社による本サービス料金の請求は、原則として毎年1回、定期に行われます。
2. 本サービス料金は、本契約に基づいて自動的に配送が行われた時点で適用される本商品の販売価格を基準にして算出されるものとします。
3. お客様は、本商品の販売価格が変更される可能性があることを予め承諾するものとします。

#### 第7条（申し出による本契約の解約）

1. お客様が、本契約解約を希望するときは、次回配送の同梱書類に記載している期日までに、当社が別途指定する方法によってその旨を申し出るものとします。なお、解約の申し出が、同解約申出期限を経過しているときは、次回配送予定日の経過後に解約の申し出があったものと取り扱います。

- お客様は、前項の解約申し出の手続きに不備があった場合等、次回配送予定日までに本契約の解約ができないことがあることを予め承諾するものとします。
- 当社は、申し出による本契約の解約にかかる条件（以下「解約条件」といいます。）を別途定める場合があります。お客様は、解約条件がある場合、解約条件を満たしていることを当社が確認できるまでは、本契約の解約を行うことはできないものとします。

#### 第8条（本契約の解除）

お客様が、次の項目に該当する場合、当社は、お客様に対して通知することなく、即時に本契約を解除できるものとします。

- 支払い期限後1カ月を経過しても本サービス料金の入金が確認できない場合
- 破産、会社更生、仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申し立て、公租公課税滞納処分などを受け、または自ら債務の私的整理、破産、民事再生の申立をした場合
- 本規約の各条項に違反する行為が認められたと当社が判断した場合

#### 第9条（本契約の終了）

1. 本契約は、以下各号のいずれかに該当するときに終了するものとします。

- お客様が第7条1項に基づいて、本サービスの解約を申し出て、当社が申し出にしたがって解約の手続きを完了したとき
  - 当社が、前条に基づいて本契約の解除を行ったとき
  - 第13条1項に基づいて、本契約が解除されたとき
2. お客様は、本契約が終了した場合といえども、その終了までに発生する本サービス料金の支払い及びお客様が負担すべき本契約上の債務の履行の責任を免れないものとします。

#### 第10条（損害賠償）

本契約に基づき、お客様または当社が、故意または過失により、相手方に対し損害を与えた場合、当該当事者は、相手方に対し、現実かつ直接生じた損害のみを賠償するものとし、いかなる場合も逸失利益は賠償しないものとします。

#### 第11条（権利譲渡等の禁止）

お客様及び当社は、本契約にかかる権利、義務および地位の全部又は一部について、譲渡、質入れ、賃貸その他処分はできません。

#### 第12条（本契約の期間）

本契約は、第2条3項に基づく契約成立日に発効し、契約期間は1年間とします。その後はお客様から解約のお申し出のない限り1年ごとの自動更新とします。

### 第13条（反社会的勢力等の排除）

- お客様及び当社が、次の各号の事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができます。
  - 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
  - 役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
  - 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと
  - 不当な要求行為をしないこと
  - その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるとき
- 前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げません。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

### 第14条（本サービスの終了等について）

当社は、お客様に対する事前の承諾の取得及び個別の通知を行うことなく、いつでも本サービスの全部又は一部を変更し、若しくは終了することができるものとします。

### 第15条（協議事項）

本契約に関し何らかの紛争が生じた場合には、お客様及び当社は、相互に誠実に協議し、解決に努めるものとします。

株式会社東京技研

2024年8月27日 制定

以上